

3月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第25号	令和6年度教育施策要綱	教育総務課
議案第26号	直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について	教育総務課
議案第27号	直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	教育総務課
議案第28号	直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則について	こども育成課
議案第29号	直方市スポーツ推進計画後期改定について	文化・スポーツ推進課

協議事項

案件名	課名
-	-

報告事項

案件名	課名
直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付要綱の制定について	こども育成課
直方市学校規模適正化基本指針検討委員会について	学校教育課
植木小学校の給食について	教育総務課

その他

- ・ 4月行事について（学校教育課 当日配布）
- ・ 令和6年度定例教育委員会日程について
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年2月14日～令和6年3月19日

2月	14	水	徹底反復第2回学校訪問（新入小）	
	15	木		
	16	金	北筑豊地区中学校校長研修会	本会議 （提案説明）
	17	土		
	18	日		
	19	月		本会議 （一般質問）
	20	火		本会議 （一般質問）
	21	水	北九州地区社会教育委員会ブロック研修会 若年教員研修（初任研）閉講式	本会議 （一般質問）
	22	木	理工チャレンジ（直方第二中） 令和5年度永年勤続表彰者に対する表彰状の伝達	本会議 （一般質問）
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火	市中学校教科等研究会（直方第一中）	本会議 （質疑）
	28	水	徹底反復第2回学校訪問（感田小）	
	29	木	市長表敬訪問（筑豊高校全国家庭科技術検定四冠王 学校別表彰者数 日本一） 市長表敬訪問（「九州はひとつ」植木中学校）	
	1	金	3月定例校長会議 研究所表彰式・発表会 2年次研究員修了式	本会議 （新年度予算質疑）
3月	2	土		
	3	日		
	4	月		常任委員会
	5	火		常任委員会

6	水	臨時教育長会 臨時校長会	常任委員会
7	木	中学校卒業式（4校）	常任委員会
8	金		本会議 （採決）
9	土		
10	日	ポッポ保育園新園舎落成式	
11	月		
12	火	小学校卒業式（直方西小、新入小、上頓野小、下境小、中泉小）	
13	水	小学校卒業式（直方南小、直方北小、感田小、福地小、植木小、直方東）	
14	木		
15	金		
16	土		
17	日	福地校区いきいきフェスタ	
18	月		
19	火	定例教育委員会	

教育委員会行事予定

令和6年3月20日～令和6年4月8日

3月	20	水	
	21	木	アントレプレナーシップカリキュラムに関する会議
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	教育長会 第2回北九州教育事務所管内不祥事防止対策推進委員会 研修命令書交付式
	26	火	文化財消防訓練（直方谷尾美術館）
	27	水	
	28	木	
	29	金	退職者辞令交付式 臨時校長会議 退職教職員辞令交付式 転入・新任管理職等服務宣誓式
4月	30	土	
	31	日	
	1	月	臨時校長会議 教職員辞令交付・服務宣誓式
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	定例教育委員会

議案第 25 号

令和 6 年度直方市教育施策要綱について

令和 6 年度直方市教育施策要綱について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 19 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 号の規定により提案するものである。

令和 6 年度

直方市教育施策要綱（案）

直方市教育委員会

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21 世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進め

ます。

主要施策体系

主要施策名	取組・事業の内容	ページ
1.確かな学力の育成(学力の向上)	①授業改善 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ③グローバル化に対応した教育の推進 ④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善	5～6
2. 豊かな心の育成	①道徳科の授業改善・充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ③人権教育の推進 ④いじめや不登校の対応 ⑤キャリア教育の推進	7～8
3.健やかな体の育成	①体力や運動能力を向上させる取組 ②健康教育・安全教育の推進 ③学校給食の充実による食育の推進	9～10
4.特別支援教育の充実	①継続性のある指導支援の充実 ②就学前における支援の充実 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ④専門性の向上と支援体制の整備	11～12
5.信頼される学校づくりの推進	①教職員研修の改善・充実 ②学校運営・評価システムの充実 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ④安全対策の推進 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進	13～14
6.教育環境の整備・充実	①学校施設の整備・充実 ② I C T環境の整備推進 ③学校規模適正化の推進	15
7.幼児教育の充実	①幼児教育・保育の質の向上 ②体験事業の実施	16
8.保育環境の整備	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業 ⑤学童クラブ施設の整備	17
9.家庭教育・家庭支援の充実	①3歳児を対象とした絵本配布事業 ②子育て支援センターの事業拡充 ③子育て情報の発信 ④多世代交流の実施	18
10.社会教育活動の促進	①中央公民館主催講座の充実	19～20

	②地域の高齢者による学習支援 ③市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 ④社会教育団体の活動支援	
11.青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施	21
12.文化施設の振興	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 ②文化施設間の連携強化	22
13.スポーツの振興	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 ②学校や地域と連携を図った事業の実施	23
14.文化財の保護と学習機会の充実	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 ②郷土資料室の充実 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	24

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。 ②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。 ③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。 ④ＩＣＴ機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。
4 取組・事業の内容	①授業改善 ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「直方市ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ○徹底反復学習の取組の充実 (小学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 ③グローバル化に対応した教育の推進 ○外国語指導助手(A L T)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市英語発表会」の実施 ○中学校全学年での英検 IBA の実施 ○小学校 6 年生でのオンライン英会話の実施 ○直方市中中学生海外派遣の実施 ④ＩＣＴ機器を活用した学習・指導方法の改善 ○タブレット、電子黒板等ＩＣＴ機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、e ライブラリー等)の活用の促進 ○プログラミング教育の推進 ○ＩＣＴ支援員の活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①授業改善	直方市標準学力調査（小学校）国語・算数で全国平均値の 95% 直方版授業チェックリストの 13 項目すべての評価値（児童生徒・教師）が 4 段階評価の 3 を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6 年生 中学校 全学年 全担任	国語 1 学年 算数 3 学年 小 3.17 中 3.34 小担任 2.8 中担任 2.8	国・算 全学年 小 3.3 中 3.5 小担任 3.0 中担任 3.0
②基礎学力の定着、補充学習等の推進	全国学力学習状況調査（小中学校）すべての教科で全国平均値の 95%	小国語 97% 算数 99% 中国語 95% 数学 94%	小国語 95% 算数 95% 中国語 99% 数学 97%
③グローバル化に対応した教育の推進	英検 IBA の結果（中学校） 3 年生 英検 3 級 5 割以上	英検 3 級 36%	英検 3 級 40%
④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これからの授業」に関する授業公開もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの活用 ・電子黒板の活用 ・タブレットの活用 ・ロイロノートの活用 ・E ライブラリーの活用	年 2 回 常時/時々活用の割合が 50% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 30%	年 2 回 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 100% 常時活用の割合 100% 常時活用の割合 50%

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。 ②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。 ③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。 ④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。 ⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。
4 取組・事業の内容	①道徳科の授業改善・充実 ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等) ③人権教育の推進 ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 ④いじめや不登校への対応 ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS 等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底) ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市学校適応指導教室(フレンズ)の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 ⑤キャリア教育の推進 ○小中学校における職業学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援 ○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①道徳科の授業改善の推進	小中合同による授業研修会を実施	各中学校区で実施	各中学校区で実施
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・ 汽車倶楽部見学、子ども音楽祭、英語 発表会、職場体験	すべて実施	すべて実施
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 2.3% 中学校 9.0%	小学校 1.5% 中学校 7.5%
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施 アントレプレナーシップ教育の実施	中止 1 校実施	3 日間実施 15 校実施

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。 ③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。
4 取組・事業の内容	①体力や運動能力を向上させる取組 ○新体力テストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 ②健康教育・安全教育の推進 ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校) ○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ○安全教育・防災教育の実施(交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等) ③学校給食の充実による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進 ○献立内容の放送の充実 ○献立委員会によるメニュー改善

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	11 小学校、 4 中学校 小男 3/8 小女 1/8 中男 6/8 中女 2/8	全種目で全国 平均値以上 (全8種目)
	スポコン広場チャレンジランキング ゾーンへの登録	11 校	11 校
	部活動外部指導者数	11 名	12 名
②健康教育・安全教育の推進	毎日朝ごはんを食べる割合 ・小学校 ・中学校	87.9% 87.6%	90.0% 90.0%
	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2 回以上実施	全小中学校 2 回以上実施
	交通安全教室の実施	11 小学校	11 小学校
	情報モラル教育の実施	15 校実施	15 校実施
③学校給食の充実による食育の推進	「食に関する指導」を位置付け	15 校実施	15 校実施
	直方産野菜の活用 ・小学校 ・中学校	2 品目 8 品目	10 品目 10 品目
	小学校給食残食率 (栄養士在籍 4 小学校平均 R5.6 月分)	3.17%	3.0%
	中学校給食残食率 (4 中学校平均 R5.6 月分)	11.72%	10.0%

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。 ②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。 ③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。 ④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。
4 取組・事業の内容	①継続性のある指導支援の充実 ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ②就学前における支援の充実 ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 ④専門性の向上と支援体制の整備 ○特別支援教育研修会(対象:担任、コーディネーター、特別支援教育支援員)の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①継続性のある指導支援の充実	臨床心理士による発達相談の実施	330 件	300 件
②就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	111 件	100 件
③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	34 名の配置	37 名の配置
④専門性の向上と支援体制の整備	就学事務担当者 1 回、特別支援学級担当者 1 回、特別支援教育支援員研修会 1 回、特別支援コーディネーター研修会 3 回の実施	6 回	6 回

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。 ②学校運営の評価をもとに教育活動の充実に図る。 ③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。 ④児童生徒の安全教育の充実に図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。 ⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。
4 取組・事業の内容	①教職員研修の充実 ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 ②学校運営・評価システムの充実 ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 ④安全対策の推進 ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 ⑤学校事務の効率化とD Xの推進 学校と家庭のD Xの推進 ○出欠等のやり取り、学級通信等のメール配信 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	17 点	20 点
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会の開 催	年 4 回	年 3 回
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路安全点 検の実施	実施率 100%	実施率 100%
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等メール配信活用 率	70%	80%

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課、学校教育課
3 取組・事業の目標	①学校規模適正化方針の検討と整合を図りながら、老朽化した学校施設の改善整備を行う。 ②I C T環境の整備を推進する。 ③諮問委員会を設置し、学校規模適正化の検討を行う。
4 取組・事業の内容	①学校施設の整備・充実 ○トイレ快適化事業 【洋式化工事】 ・感田小学校、上頓野小学校、下境小学校、直方東小学校 【実施設計】 ・福地小学校、中泉小学校、直方第二中学校、植木中学校 ②I C T環境の整備推進 ・統合型校務支援システム活用の推進 ・電子黒板活用の推進 ③学校規模適正化の推進 ・直方市における学校適正規模の検討 ・学校規模適正化基本指針の決定 ・附属機関の設置、諮問

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①学校施設の整備充実	小中学校のトイレの洋式化率	53.9%	60.4%
②ICT 環境の整備推進	教育データ基盤構築実現協議会等の開催	2 回	4 回
③学校規模適正化の検討	学校規模適正化基本指針の決定 学校規模適正化の諮問会議の実施	諮問会議Ⅰを4回	基本指針決定 諮問会議Ⅱを実施

主要施策 7

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①幼児教育・保育の内容を充実するため園との連携を強化し、幼児教育・保育の質の向上のための取り組みを推進する。 ②子どもの豊かな感性を育み、様々な意欲につなげるための体験事業を通し、幼児教育の充実を図る。
4 取組・事業の内容	①幼児教育・保育の質の向上 ○巡回相談の実施 保育アドバイザー及び保育士が直接保育現場を訪問。保育環境の調整や子どものかかわりの工夫など、対応策の指導を実施。 ○研修会の実施 保育士等を対象とした研修会の実施 ②体験事業の実施 年長児童を対象とした体験事業（コンサート、観劇等）

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①巡回相談事業・訪問	巡回相談件数 訪問実施園及び訪問回数	39 件 16 園 32 回	30 件 22 園 22 回
研修会	研修会の実施回数	2 回	3 回
②体験事業	体験事業の実施回数	1 回	1 回

主要施策 8

1 主要施策名	保育環境の整備
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	① 保育士の職場環境の改善や安心・安全な保育を提供するための保育施設の整備を行う。 ② 保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。 ③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの際の園や保護者の負担軽減を図る。 ④ 安定した保育の実施や保育士の職場環境の改善を図る。 ⑤ 学童クラブの待機児童の解消を図る。
4 取組・事業の内容	①保育関連施設の整備 ②保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置 ③保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施 ④保育士確保事業 ・合同就職説明会の実施 ・奨学金返済支援制度の充実 ⑤学童クラブ施設の整備

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
① 保育関連施設の整備	R6 整備事業の着工	—	1 園
② 保育支援者の配置及び見守り等やスポット支援員の配置	保育支援者等を配置した園の数	10 園	12 園
③ 保育所・認定こども園（保育）への入所手続きの電子申請の実施	電子申請の導入及び運用	—	実施
④ 保育士確保事業	合同就職説明会の実施回数 奨学金返済支援補助金の利用者数	1 回 9 人	2 回 10 人
⑤ 学童クラブ施設の整備	待機児童受け入れ施設の整備数	1 校	1 校

主要施策 9

1 主要施策名	家庭教育・家庭支援の充実
2 担当課	こども育成課
3 取組・事業の目標	①未就園児及びその家庭を把握することにより未就園児に就園を促すほか、就学にかかわる相談体制をつくる。 ②子育て支援センターでの事業拡充を図る。 ③出産を控えた妊婦や就園前の子育て世代へ向けて、市内の保育施設の紹介や子育てイベントなどの情報を発信する。 ④多世代交流として、地域の高校生と子育て世代の交流を図る。
4 取組・事業の内容	①3歳児を対象とした絵本配布事業 ○未就園児及びその家庭の把握、就園への促し ②子育て支援センターの事業拡充 ○センターでの多世代交流の促進 ○幼少期における社会性発達基盤のための親を対象とした研修の実施 ○地域子育て支援センターを利用する保護者からの個別相談に対応 ○家庭の支援体制充実(要保護児童対策地域協議会との連携強化) ○幼稚園・保育所等の情報提供 ○希望する園からの広報活動の受け入れ ③子育て情報の発信 ○出産や子育て、奨学金制度、就労支援等多岐にわたる情報を発信 ④多世代交流の実施 ○筑豊高校との共同事業で高校生と子育て世代の交流会(子育てサロン)を開催する。毎年5月から翌1月までで7回行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①絵本配布事業	絵本の配布部数	443 部	420 部
②子育て支援センター事業	センターの利用者数 延べ相談件数	4,000 人 250 件	5,000 人 240 件
③子育て情報の発信	「子育てガイド」発行部数	1,000 部	1,000 部
④多世代交流の実施	子育てサロンの参加人数	182 人	200 人

主要施策 10

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①心の豊かさや生きがいがいづくりのため、中央公民館主催講座をライフスタイルや価値観の多様化に対応した内容に充実させ、生涯学習を支援するとともに、学びを通じた仲間づくり・世代間交流の促進を図る。 ②地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいがいづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ③市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。 ④社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。
4 取組・事業の内容	①中央公民館主催講座の充実 市内居住者および通勤者を対象とした、初心者向けの「趣味の講座」、おおむね 60 歳以上を対象とした「はつらつ塾」を通年の主催講座として開講する。また、新たな市民ニーズの掘り起こしのため、短期講座を開講し、次年度以降の通年講座の拡充を図る。 ②地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。 ③市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R6 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動を発表できる場を設け、市民の文化活動の支援を行う。 ④社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①中央公民館主催事業の充実	主催講座数 短期講座数	16 講座 0 講座	16 講座 10 講座
②地域の高齢者による学習支援	ふれあい交流実施回数	111 回	100 回
③市民文化祭の活性化	市民文化祭の参加人数	1, 284 人	1, 500 人
④社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	13 団体	5 団体

主要施策 11

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実を図る。 ②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。
4 取組・事業の内容	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ・アート系親子教室 ・子供向け料理教室 ・カヌー川下り ・職場体験（消防署） ・紙ヒコーキ大会 ・サイエンスショー ・科学体験講座（4 回程度） ・モルック体験会 ・親子陶芸教室 ・子ども将棋体験会 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ○音楽や演劇、カメラやイラスト等、第一線で活躍するプロたちから、子どもたちが直接学ぶことができる機会を創出し、多種多様な子どもの才能の芽を育む。 ○直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。 ○幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内の幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	199 人	250 人
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	866 人	1,000 人

主要施策 12

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特徴を活かした管理運営を行う。 ②各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。
4 取組・事業の内容	①指定管理者と連携した特徴を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第4回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特徴を活かした事業を実施する。 ・季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ・三太郎 cafe(直方歳時館) ・社会科見学(直方市石炭記念館) ・子育て広場(直方市立図書館) ②文化施設間の連携強化 R6年には、直方歳時館が開館25周年、R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニバーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	171,911 人	180,000 人
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5 回	5 回

主要施策 13

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ②市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。
4 取組・事業の内容	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。 ○主催事業等 ・ピラティス教室 全 10 回 ・こども相撲教室 全 3 回 ・親子着衣水泳教室 ・こども陸上教室 全 7 回 ・体力テスト会 ・弓道教室 全 8 回 ・スポーツ推進団体関連事業 ・トップアスリート事業（日本生命協定事業） ・SOMPO ボールゲームフェスタ（トップリーグ機構協定事業） ・トップアスリート事業野球教室 ・おとなテニス教室 全 7 回 ○その他事業等 ・直鞍一周駅伝競走大会（体育協会等連携事業） ・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 ②学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	15 種目 417 人	16 種目 500 人
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	6 回	6 回

主要施策 14

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。 ②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。 ③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。
4 取組・事業の内容	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館及び模擬坑道の展示に関する基本設計を作成する。 ②郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、魅力的な企画展を開催する。 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ・遠賀川流域の古墳同時公開 ・文化財関係出前講座等 ・青少年事業での文化財関係イベントの実施

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	基本設計の作成	—	作成
②郷土資料室の充実	企画展の実施	2 回	2 回
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	9 回	6 回
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	2, 220 人	400 人

議案第 26 号

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示について、
別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 1 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示

直方市教育委員会交際費に関する要綱（平成24年直方市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「あたって」を「当たって」に、「直方市個人情報保護条例（平成18年直方市条例第20号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分			金額			
弔慰	直方市教育委員会	教育長・委員	本人	弔花	40,000円	
			親族	弔花	15,000円	
	直方市	市長・副市長	本人	弔花	40,000円	
			親族	弔花	15,000円	
			市議会議員	本人	弔花	20,000円
				親族	弔花	15,000円
	教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者		本人	弔花	15,000円	
	県下教育長		本人	弔花	20,000円	
	所管教育事務所職員（所長・副所長）、市立学校職員（校長・教頭）		本人	弔花	20,000円	
その他教育長が認める者		必要に応じて、社会通念上妥当と認められる額（香典の場合は上限10,000円）				

注 この表において「親族」とは、配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の者をいう。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

直方市教育委員会交際費に関する要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新				旧				
(個人情報の保護)				(個人情報の保護)				
第7条 交際費の公表に <u>当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。				第7条 交際費の公表に <u>あたっては、直方市個人情報保護条例(平成18年直方市条例第20号)</u> に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。				
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)				
区分			金額	区分			本人の場合	親族の場合
弔慰	直方市教育委員会	教育長・委員	本人 弔花 40,000円	弔慰	直方市教育委員会	現職教育長・委員	弔花 40,000円	香典 10,000円
			親族 弔花 15,000円				元委員長・元教育長	弔花 15,000円
	直方市	市長・副市長	本人 弔花 40,000円	直方市	現職市長・副市長・市議会議員	弔花 20,000円	香典 5,000円	
			親族 弔花 15,000円					
		市議会議員	本人 弔花 20,000円	市政功労者その他教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者	弔花 15,000円	香典 5,000円		
							親族 弔花 15,000円	
	教育行政の進展に功績があると教育長が認めた者		本人 弔花 15,000円	国会議員・県会議員・筑豊地区の市町村長、議長及び教育長	弔花又は香典 20,000円以内	香典 5,000円		
	県下	本人 弔花 20,000円	所管教育事務所職員(所長・副所長)市立学校職員(校長・教頭)				弔花 15,000円	香典 5,000円
	教育長			00円	その他教育長が認め	必要に応じて		

	所管教育事務所職員(所長・副所長)、市立学校職員(校長・教頭)	本人 弔花 20,000円	る者
	その他教育長が認める者	必要に応じて、社会通念上妥当と認められる額(香典の場合は上限10,000円)	

注 この表において「親族」とは、配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の者をいう。

注 この表において「親族」とは、配偶者、血族一親等及び同居の姻族一親等の者をいう。

議案第 27 号

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 1 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

直方市教育委員会事務局処務規則（昭和44年直方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「幼児教育支援事業」を「幼児教育推進」に、「スポーツ推進審議会」を「スポーツの推進」に、「生涯スポーツ」を「スポーツ推進審議会」に、「体育施設」を「社会体育施設」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 請願及び陳情に関する事。 9 給食備品の調達及び台帳の整備に関する事。 10 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。) 11 就学援助事務に関する事。 12 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 13 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 14 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。	教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 請願及び陳情に関する事。 9 給食備品の調達及び台帳の整備に関する事。 10 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。) 11 就学援助事務に関する事。 12 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 13 中学校給食の運営並びに中学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 14 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。
	学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関する事。		学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関する事。

		2 理科教育振興国庫補助に関する事 3 学校教育財産の取得及び処分に 4 学校教育施設の整備及び営繕に 5 学校教育施設の国庫補助事業に 6 学校教育施設の目的外使用に関 7 その他学校教育施設に関する事 8 学校給食施設の整備及び営繕に 9 学校徴収金に関する事。(共同学 10 児童生徒の保健衛生に関する事 11 市立学校の設置及び廃止に関 12 直方市教育委員会安全衛生委員 13 教育費の統計調査に関する事 14 小中学校に係るICT環境に関 15 小中学校に係るGIGAスクール構			2 理科教育振興国庫補助に関する事 3 学校教育財産の取得及び処分に 4 学校教育施設の整備及び営繕に 5 学校教育施設の国庫補助事業に 6 学校教育施設の目的外使用に関 7 その他学校教育施設に関する事 8 学校給食施設の整備及び営繕に 9 学校徴収金に関する事。(共同学 10 児童生徒の保健衛生に関する事 11 市立学校の設置及び廃止に関 12 直方市教育委員会安全衛生委員 13 教育費の統計調査に関する事 14 小中学校に係るICT環境に関 15 小中学校に係るGIGAスクール構
学校教育課		1 児童生徒の教育及び事業計画に 2 小中学校の教育課程に関する事 3 教職員の学習指導及び進路指導 4 教職員の研修に関する事	学校教育課		1 児童生徒の教育及び事業計画に 2 小中学校の教育課程に関する事 3 教職員の学習指導及び進路指導 4 教職員の研修に関する事

		5 教職員の人事及び服務に関する事。 6 教員の免許に関する事。 7 教職員団体に関する事。 8 教育研究所に関する事。 9 適応指導教室に関する事。 10 児童生徒の就学及び発達に関する事。 11 特別支援教育に関する事。 12 コミュニティスクールに関する事。 13 通学区域審議会に関する事。 14 小中学校に係るICT活用に関する事。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関する事。 16 学校規模の適正化に関する事。			5 教職員の人事及び服務に関する事。 6 教員の免許に関する事。 7 教職員団体に関する事。 8 教育研究所に関する事。 9 適応指導教室に関する事。 10 児童生徒の就学及び発達に関する事。 11 特別支援教育に関する事。 12 コミュニティスクールに関する事。 13 通学区域審議会に関する事。 14 小中学校に係るICT活用に関する事。 15 小中学校に係るGIGAスクール構想の活用に関する事。 16 学校規模の適正化に関する事。
	学校教育係	1 学校教育課の経理に関する事。 2 児童生徒の就学事務に関する事。 3 学級編制事務に関する事。 4 教科用図書無償給付に関する事。 5 小中学校の統計調査に関する事。 6 教職員の福利厚生に関する事。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。		学校教育係	1 学校教育課の経理に関する事。 2 児童生徒の就学事務に関する事。 3 学級編制事務に関する事。 4 教科用図書無償給付に関する事。 5 小中学校の統計調査に関する事。 6 教職員の福利厚生に関する事。 7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。 8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。
こども育成課	こども育成係	1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関する事。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。(運営)		こども育成課	こども育成係 1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関する事。 2 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。(運営)

		3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 放課後児童健全育成事業に関すること。 7 学童施設の整備・営繕に関すること。 8 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに 関すること。 10 児童手当に関すること。			3 特定教育・保育の支給認定に関すること。 4 特定教育・保育の給付に関すること。 5 幼稚園に関すること。 6 放課後児童健全育成事業に関すること。 7 学童施設の整備・営繕に関すること。 8 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに 関すること。 10 児童手当に関すること。	
	幼児教育 推進係	1 直方市地域子育て支援センターの管理に 関すること。 2 あそびの広場に関すること。 3 利用者支援事業に関すること。 4 子育て情報の発信に関すること。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に 関すること。 6 巡回相談事業に関すること。 7 ファミリー・サポート・センター事業に 関すること。 8 特定教育・保育施設の指導監査に 関すること。(処遇) 9 病児保育に関すること。 10 <u>幼児教育推進</u> に関すること。		幼児教育 推進係	1 直方市地域子育て支援センターの管理に 関すること。 2 あそびの広場に関すること。 3 利用者支援事業に関すること。 4 子育て情報の発信に関すること。 5 絵本の配布事業及び親育ち講座に 関すること。 6 巡回相談事業に関すること。 7 ファミリー・サポート・センター事業に 関すること。 8 特定教育・保育施設の指導監査に 関すること。(処遇) 9 病児保育に関すること。 10 <u>幼児教育支援事業</u> に関すること。	
文化・ス ポーツ推 進課	社会教育 係	1 社会教育委員に関すること。 2 生涯学習の調査研究に関すること。 3 社会教育施設の財産の取得及び処 分に 関すること。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励		文化・ス ポーツ推 進課	社会教育 係	1 社会教育委員に関すること。 2 生涯学習の調査研究に関すること。 3 社会教育施設の財産の取得及び処 分に 関すること。 4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励

		及び振興に関すること。			及び振興に関すること。
		5 社会教育関係団体の指導育成に関すること。			5 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
		6 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。			6 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。
		7 文化施設に関すること。			7 文化施設に関すること。
		8 中央公民館に関すること。			8 中央公民館に関すること。
		9 公民館運営審議会に関すること。			9 公民館運営審議会に関すること。
		10 公民館類似施設に関すること。			10 公民館類似施設に関すること。
		11 文化財の保護及び調査に関すること。			11 文化財の保護及び調査に関すること。
		12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関すること。			12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関すること。
		13 社会教育関係事業の後援等に関すること。			13 社会教育関係事業の後援等に関すること。
		14 水町遺跡公園に関すること。			14 水町遺跡公園に関すること。
		15 その他社会教育に関すること。			15 その他社会教育に関すること。
	スポーツ推進係	1 <u>スポーツの推進</u> に関すること。		スポーツ推進係	1 <u>スポーツ推進審議会</u> に関すること。
		2 <u>スポーツ推進審議会</u> に関すること。			2 <u>生涯スポーツ</u> に関すること。
		3 スポーツ推進委員に関すること。			3 スポーツ推進委員に関すること。
		4 各種体育団体の指導育成に関すること。			4 各種体育団体の指導育成に関すること。
		5 <u>社会体育施設</u> に関すること。			5 <u>体育施設</u> に関すること。
	男女共同参画推進係	1 男女共同参画推進に関すること。		男女共同参画推進係	1 男女共同参画推進に関すること。
		2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に関すること。			2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に関すること。

議案第 28 号

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 1 9 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則（平成27年直方市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改める。

第9条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第7項」を「子ども・子育て支援法附則第6条第6項」に改める。

第11条第4項中「、本条第2項及び第3項」を「及び前2項」に改める。

第13条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

直方市小学校就学前子どものための教育・保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 省略 2 省略 3 この規則において「要保護者等」とは、保護者又は保護者との世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。 (1) <u>生活保護法</u> 第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。) (2)～(8) 省略 4・5 省略 (保育料等の滞納処分) 第9条 市長は、第4条の規定による督促を受けた教育・保育給付認定保護者が指定された期限までに保育料等を完納しないときは、<u>子ども・子育て支援法附則第6条第6項</u>の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (保育料等の減免) 第11条 省略 2・3 省略 4 第5条第2項及び前2項に規定する減免を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、直方市保育料等減免申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。	(定義) 第2条 省略 2 省略 3 この規則において「要保護者等」とは、保護者又は保護者との世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。 (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u>第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。) (2)～(8) 省略 4・5 省略 (保育料等の滞納処分) 第9条 市長は、第4条の規定による督促を受けた教育・保育給付認定保護者が指定された期限までに保育料等を完納しないときは、<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第7項</u>の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (保育料等の減免) 第11条 省略 2・3 省略 4 第5条第2項、<u>本条第2項及び第3項</u>に規定する減免を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、直方市保育料等減免申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

5～9 省略 (還付加算金) 第13条 省略 2 還付加算金の額の計算については、<u>地方税法</u> _____第17条の4、第20条の4の2及び同法附則第3条の2の規定の 例による。	5～9 省略 (還付加算金) 第13条 省略 2 還付加算金の額の計算については、<u>地方税法(昭和25年法律第2 26号)</u>第17条の4、第20条の4の2及び同法附則第3条の2の規定の 例による。
--	---

議案第 29 号

直方市スポーツ推進計画後期改定について

直方市スポーツ推進計画後期改定について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 19 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 12 号の規定により提案するものである。

直方市スポーツ推進計画

《後期改定》



直方市
令和 6 年 3 月

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
Ⅰ 計画策定の背景	1
1. 運動やスポーツを取り巻く状況とその重要性	1
(1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係	1
(2) 「スポーツに関する市民意識アンケート」から	3
(3) 子どもの体力の状況	3
(4) 国や県の動向	4
Ⅱ 計画策定の視点	5
Ⅲ 計画の位置づけ	6
Ⅳ 計画の期間	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
Ⅰ 基本理念	8
Ⅱ 基本方針とスローガン	8
Ⅲ 計画の体系	9
第3章 運動とスポーツ推進に向けた施策	10
Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進	10
1. 子どもの運動やスポーツ活動の推進	10
(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり	11
(2) 子どもの体力向上	11
2. 高齢者の健康づくりの推進	12
(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	12
(2) 高齢者の健康づくり	12
3. 気軽に参加できる多様な機会の充実	12
(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり	13
(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	13
(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	13
(4) 多様な運動やスポーツの支援	14
(5) 自然環境を生かせるアウトドアスポーツの振興	14
Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり	15
1. 地域の運動やスポーツ活動の充実	15
(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	15
(2) 活動を支える人材の養成・確保	16

2.	競技力の向上	16
(1)	ジュニア期からの競技力向上.....	16
(2)	優秀競技者などへの支援	16
Ⅲ	運動やスポーツを楽しむ環境づくり	17
1.	運動やスポーツに関する情報提供の充実.....	17
(1)	情報の収集・発信	17
(2)	スポーツ観戦の機会づくり	18
2.	スポーツ施設及び関連施設の充実.....	18
(1)	施設の有効活用.....	19
(2)	計画的な施設管理の推進	19
第 4 章	計画の推進と進捗管理	24
Ⅰ	推進体制.....	24
Ⅱ	計画の進捗管理と想定する成果指標（KPI）	25
Ⅲ	計画の継続的な改善と更新	25

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景

直方市は、平成31年3月に「直方市スポーツ推進計画」を策定しました。この中で、市民が様々な形でスポーツに親しみ、楽しさと感動を分かち合い、地域社会の中で健康でいきいきとした生活を送ることができる活力ある直方市の実現を目指し、「心と体・人と地域」を基本理念として掲げました。

しかし、その直後から新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本全体が足踏みせざるを得ない状況に陥り、現在はウィズコロナを掲げてスポーツの意味を再度問い直そうとしています。

今後改めて、「だれでも、いつでも、どこでも」生涯を通してスポーツに親しめる社会の実現のため、課題やニーズに対する積極的な対策を行い、総合的にスポーツ推進に取り組んでいくことが必要となります。

スポーツの魅力で市民生活をより豊かにしていくことを目指して、各団体と連携しながら、本市のスポーツ施策の推進に努めてまいります。

1. 運動やスポーツを取り巻く状況とその重要性

(1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係

①生活環境の変化に伴う健康志向への対応

近年の生活環境の変化やコロナ禍による影響は、体力の低下や生活習慣病の増加をもたらすなど、私たちの健康に大きな影響を与えています。

誰もが健康で、明るく豊かな生活を望む中で、運動やスポーツを通した健康・体力づくりに対する国民の意識やニーズが高まっており、こうしたことから国は「スポーツ基本計画」とともに「健康日本21（第2次）」を策定し、身体活動、運動及びスポーツを健康づくりの重要な取り組みとして、日常生活の中に取り入れられるよう推進しています。

活発な身体活動や適度な運動習慣は、生活習慣病の発症予防効果のほか、心の健康や生活の質、さらに近年ではロコモティブシンドローム^(注)やフレイルの予防改善や認知機能の向上などにも良い影響を与えることが明らかになってきています。幼少期から高齢期まで、性別や年齢、障がいのあるなしにかかわらず、「いつでも、どこでも」気軽に運動やスポーツに親しむことのできる環境整備は重要です。

(注) ロコモティブシンドローム：運動器の障害のため、立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態をいいます。ロコモが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなります。

②高齢化に応じた施策の展開

長寿社会の今日、いくつになっても活動的な高齢期を過ごすための身体活動の取り組みと、健康的なライフスタイルへの関心が高まっています。直方市でも高齢化率が33.28%（令和5年3月末時点）となるなど、対応が急務となっています。健康づくりや生活の質（QOL）の維持向上に直結する運動やスポーツの役割はますます大きくなっていくものと考えられ、運動やスポーツを通じた健康的な活動が、高齢化に対する意識を変えることにつながるものと期待されています。

外出機会や人とのかかわりが健康に大きな影響を与えられると言われる中で、気軽に参加できるスポーツイベントも含めた地域活動へ参加するきっかけづくりや、日ごろの生活の中で自然と歩くことを受け入れられるような環境づくりが必要となります。

③子どもの運動やスポーツ機会の充実

生活の利便性向上や活動場所の制限による身体活動機会の減少が、大人だけではなく子どもたちの体力の低下を招いており、近年の新型コロナ禍による外出や活動の自粛によりその影響が加速しています。生活様態の変化が著しい現代社会において、子どもが毎日の暮らしの中で運動やスポーツを通じて心身の育成や健康の増進を図り、いきいきと安心して過ごせる地域社会の実現が望まれています。

幼児期からのさまざまな運動やスポーツの体験は、心身の健やかな成長の後押しとなり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。そのため、子どもの頃から運動能力を培っておくことが大切です。

子どもの体力や運動能力の低下の背景として、学校・地域・家庭において、運動やスポーツに親しむ機会や場所の減少が指摘されています。

学校体育の重要性に加え、スポーツにふれあい親しむことのできる地域の公園等での運動環境の整備改善や、親子などを対象とした各種事業などへの参加機会の充実を図る必要があります。

④地域社会における人と人とのつながり

核家族化や単身世帯の増加などのさまざまな社会情勢の変化に伴い、人間関係の希薄化が問題となってきています。人と接することなく様々なことが実現できる現代社会において、利便性が向上する一方で、近所や地域とのつながりは薄れつつあります。

そうした中で、運動やスポーツは人と人とのつながりを生み出し、また楽しさを共有することができます。地域で運動やスポーツに何らかの形で参加すること

が、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すきっかけとなり、コミュニティづくりにつながることが期待されています。

(2) 「スポーツに関する市民意識アンケート」から

市では計画の見直しの参考とするため、市民のスポーツに関する意識についてのアンケートを実施しました。アンケートでは、市民のスポーツへの意識に関する設問を設定しています。

※アンケート調査に関する内容については、巻末資料「直方市スポーツに関する意識アンケート」に掲載しています。

①集計結果のポイント

この一年に行ったスポーツや運動について、「運動を行わなかった」割合が23.8%でした。行わない理由としては、31.6%の方が「仕事や家事が忙しい」としており、全国的傾向と一致しています。

参照：問3

同じくこの一年に行ったスポーツや運動について、最も多かったのが「ウォーキング・軽い体操」で50.4%の方が選択しました。一方で、比較的気軽にできる「ジョギング・マラソン」や「サイクリング」を選んだ割合は、それぞれ7.1%と5.1%で、国の調査に比べ低い割合でした。（参照：問3）

(3) 子どもの体力の状況

令和4年度の全国体力・運動能力調査では、小学5年生の男子はわずかに全国及び県平均を上回り、全国及び県平均を女子はわずかに下回った。中学2年生の場合は男女ともに全国平均は上回り、県平均を下回る状況であった。年度推移をみると、年度による結果のばらつきが大きいですが、概ね男子は全国平均を上回る種目が多く、女子はほとんどの年度で下回ることが多い状況にある。

(4) 国や県の動向

国においては、平成22年に「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」「連携・協働」を基本的な考え方とする「スポーツ立国戦略」が策定され、翌年の平成23年8月には50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が施行されました。

その前文には、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」と明記され、国や地方自治体の責務、スポーツ団体の努力、国をはじめとした関係者の相互の連携・協働、国において「スポーツ基本計画」を定めること、地方公共団体においては、地方の実情に即したスポーツ推進計画の策定に努めることなどが明記されています。平成24年3月、国の「スポーツ基本計画」が策定されました。

そして平成27年10月には、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、従来取り組んできたスポーツの推進に加えて、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、2021年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催など、多数の府省に関連する施策が総合的に推進され、また、平成29年3月にスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となる基本計画として「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

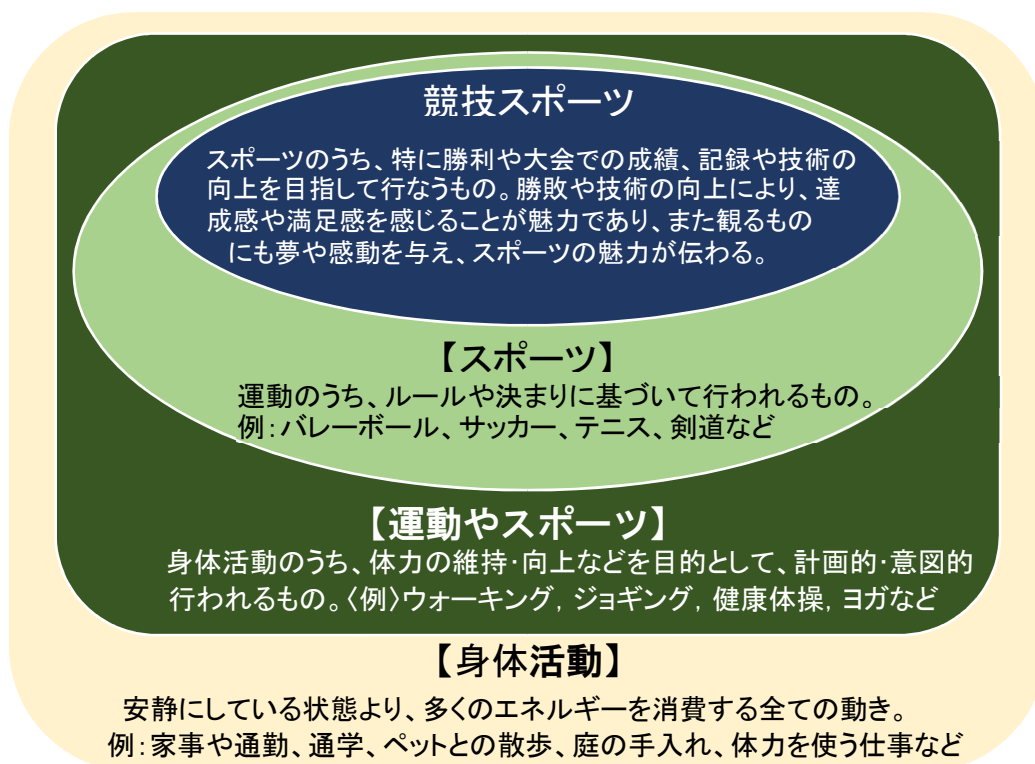
福岡県においては、国の「スポーツ基本法」の制定と「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、「福岡県スポーツ推進計画」を平成30年12月に策定後、「福岡県スポーツ推進条例」が制定され（令和2年4月1日施行）、現在第2期福岡県スポーツ推進計画の策定作業が行われています。

Ⅱ 計画策定の視点

今後スポーツを推進していく上で、ルールに基づき勝敗を競う「競技スポーツ」のイメージが先行してしまう「スポーツ」という表現より、多くの市民がよりスポーツを身近に感じ「健康づくり」や「心身のリフレッシュ」への意識を拡げやすい「運動とスポーツ」という幅の広い表現を使います。

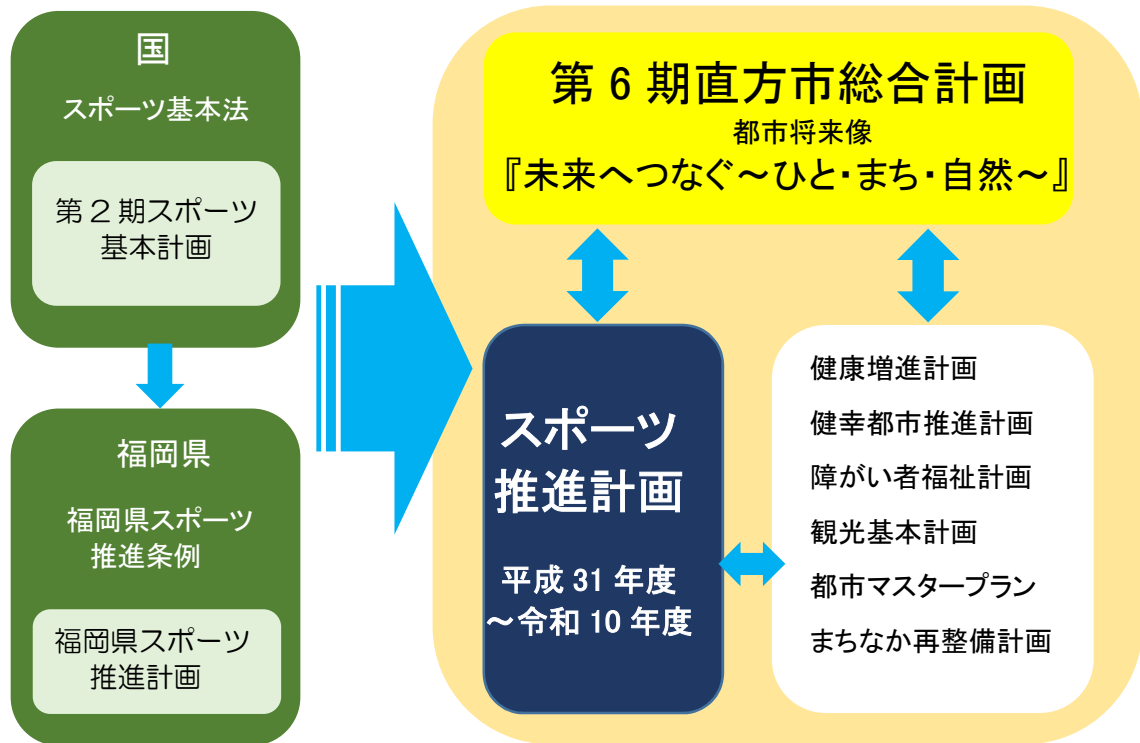
これにより、子どもの遊びや学校での体育、成人の散歩や運動不足解消を目的とした徒歩通勤への切り替え、積極的な階段の利用、体操やヨガ、自然に親しみながらの野外活動などもイメージしやすい「運動とスポーツ」と表現し、本計画で推進する「スポーツ」の対象とします。

また、介護予防や生活習慣病の改善などにもつながる「運動とスポーツ」の効能は、全ての市民にとって非常に重要です。「運動とスポーツ」は健康で豊かな生活はもとより、コミュニティづくりやコミュニケーションの機会を生み出し、豊かな人間関係の醸成にもつながります。



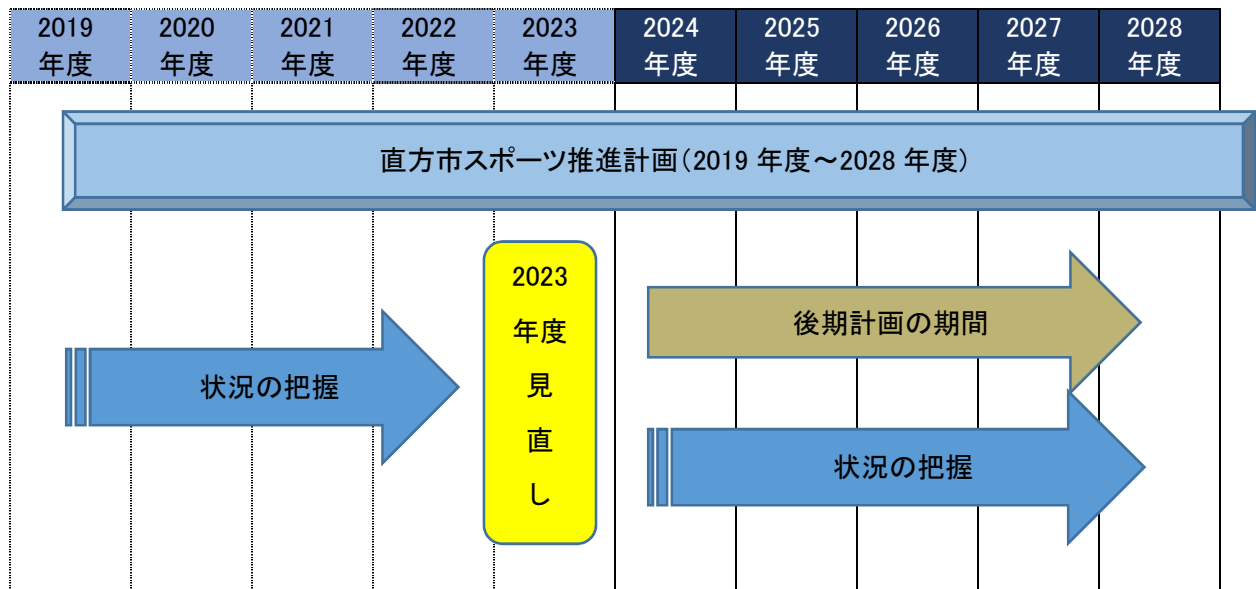
Ⅲ 計画の位置づけ

第6次直方市総合計画後期事業計画（令和3年度～12年度）との整合性を図り、今後の市のスポーツ推進の方向性を示すものとして位置づけます。異なる部署が相互連携を図り、市民の健康寿命の延伸に効果的な取り組みを推進します。



IV 計画の期間

本計画は2019年度から2028年度までの10年間の計画期間であり、今回は計画期間の中間年にあたる改定を行いました。



第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

心と体・人と地域 ～ 健康都市のおがたの実現に向けて ～

本計画は、市民が地域社会の中で健康でいきいきとした生活を送ることができる活力あるまちの実現を目指し、「心と体・人と地域」を基本理念として掲げていきます。

誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを活かした活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定められたもので、後期計画期間もこの理念を継承します。

II 基本方針とスローガン

運動やスポーツの基本は「体を動かすこと」です。「体を動かすこと」こそが運動やスポーツの第一歩であり、その本質でもあると言っても過言ではありません。

そして、多くの市民にとって、体を動かすために一番身近な身体的活動として、「歩くこと」が挙げられます。活動量を増やすための取り組みやすい手段として、歩行を中心とした身体活動を増加させることがとても有効です。

「歩くこと」は他の運動やスポーツに比べて誰もが取り組みやすく、怪我の危険、場所の制限が生じにくいといったことがあります。また、「体を動かすこと」を推進するためには「歩きやすい街」の環境整備も必要であり、ひいては、車いすや自転車の利用者にも優しく安全も実現し、年代や性別、障がいの有無に関わらない住環境の改善にもつながります。最終的には、歩行をはじめとした身体的な活動の増加に積極的に取り組むことで、生活の質向上や生きがいづくりや健康寿命の延伸につながります。

本計画を実現するため、生涯スポーツの実現につながる「健康都市のおがたの実現に向けて」をスローガンとして掲げ、以下の3つの基本方針をもって、施策の推進を図ります。

1. 運動やスポーツを通じた
健康の維持増進

2. 運動やスポーツ
活動を支える
環境づくり

3. 運動やスポーツ
を楽しむ
環境づくり

Ⅲ 計画の体系

Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

- 1 子どもの運動やスポーツ活動の推進
 - (1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり
 - (2) 子どもの体力向上
- 2 高齢者の健康づくりの推進
 - (1) 運動やスポーツへのきっかけづくり
 - (2) 高齢者の健康づくり
- 3 気軽に参加できる多様な機会の充実
 - (1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり
 - (2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供
 - (3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり
 - (4) 多様な運動やスポーツの継続支援
 - (5) アウトドアスポーツの振興

Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

- 1 地域の運動やスポーツ活動の充実
 - (1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化
 - (2) 活動を支える人材の養成・確保
- 2 競技力の向上
 - (1) ジュニア期からの競技力向上
 - (2) 優秀競技者などへの助成

Ⅲ 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

- 1 運動やスポーツに関する情報提供の充実
 - (1) 情報の収集・発信
 - (2) スポーツ観戦の機会づくり
- 2 スポーツ施設及び関連施設の充実
 - (1) 施設の有効活用と集約化・更新
 - (2) 計画的な施設管理の推進

第3章 運動とスポーツ推進に向けた施策

I 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

高齢社会において健康で自立した生活を送るためには、高齢期を迎える前から、日常的に運動やスポーツに親しみ、健康の維持や体力の向上を図ることが大切です。健康が保たれることにより、生活の質向上や生きがいづくり、健康寿命の延伸につながります。

健康的な毎日を送るため、できるかぎり若い時期から運動やスポーツなどに親しむ機会、きっかけを作っていくことが重要です。

一方で、その機会に恵まれない人もいることから、ライフスタイルやライフステージの変化に合わせた運動やスポーツ機会の提供を図ることが必要です。

なかでも歩くことは、身体活動の基本であり、年代や生活様式を問わず誰もが、ひとりでも、仲間とも、あるいは世代を越えて一緒に取り組むことができます。

人々の健康は、自ら作り守ることを基本としながらも、個人だけではなく社会面から共に取り組むことが、まち全体の健康につながると考えられます。市全体が元気で健康になるよう、健康づくりから広がるまちづくりの展開に向け、歩くことを通した市民の積極的な健康づくりを推進します。

1. 子どもの運動やスポーツ活動の推進

子どもたちを取巻く社会環境や生活様式が大きく変化していることに伴い、子どもの運動能力や体力は低下しており、また運動をする・しないの二極化も進んでいるといった課題があります。

そのためにも、幼児期のうちから家庭などにおいて楽しく体を動かす習慣を身につけることで運動能力や体力の向上を図るとともに、家族で積極的に運動やスポーツに参加することによって、子どもたちが運動やスポーツに興味・関心を持ち、好きになることで、身体を動かすことが日常化されるよう、健康的な生活習慣の確立を目指します。

(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり

幼児期から小学校低学年程度の子どもとその保護者を対象に、遊びを通して楽しみながら運動習慣を身につける教室や家庭でできるプログラムなどを実施することで、保護者の意識啓発も併せた取り組みを推進します。

①	親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供（子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課）
②	幼児期の身体活動の促進（子育て・障がい支援課）
③	幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立（子育て・障がい支援課）
④	子育て支援センターなどの活用（こども育成課）

※ （ ）内は主な担当課。

(2) 子どもの体力向上

運動の楽しさや魅力に触れてもらうことや体力を高めていく活動を通して、運動をする・しないの二極化を解消し、子どもたちの生活の基盤となる体力を育む取り組みを推進します。また、相撲などの伝統的なスポーツの継承も行います。

①	外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成（子育て・障がい支援課）
②	多種多様な運動やスポーツ体験機会の充実（文化・スポーツ推進課）
③	学童クラブ等でのニュースポーツ ^(注) の普及（文化・スポーツ推進課、こども育成課）
④	トップアスリートなどとの交流（文化・スポーツ推進課）
⑤	スポーツ少年団への加入促進支援（文化・スポーツ推進課）
⑥	保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実（文化・スポーツ推進課）
⑦	相撲などの伝統的なスポーツの継承（文化・スポーツ推進課）
⑧	丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進（子育て・障がい支援課、学校総務課）

(注) ニュースポーツ：年齢、性別、体力、技術にかかわらず、誰でも気軽にスポーツを楽しめることを目的とした比較的新しいスポーツ種目の総称。既存のスポーツのルールをやさしく改良したものや、各種競技団体が普及のために改良したもの、外国から入ってきた民族スポーツなどがあり、直方市では、パークゴルフ、グランドゴルフ、ボッチャなどのニュースポーツが行われています。

2. 高齢者の健康づくりの推進

生活習慣病予防や介護予防においても、運動やスポーツが有効策のひとつとなっていることから、運動やスポーツを始めるための工夫を充実させることで、意識の啓発を図ります。

(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり

さまざまな関係機関や団体などと連携協力し、栄養・食生活など多様な角度から、ニュースポーツや軽運動を含めた運動やスポーツを始めるための取り組みを推進します。

①	ニュースポーツ体験機会の充実(文化・スポーツ推進課)
②	フットパスなど新たな視点での歩く運動習慣につながる機会づくり(文化・スポーツ推進課、商工観光課、健康長寿課)
③	栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み(健康長寿課)

(2) 高齢者の健康づくり

健康の保持や介護予防のために、手軽に始められる運動などを紹介し、参加を促します。社会体育施設も登録を推進します。

①	地域における健康教室等自立支援に資する取り組みの推進(健康長寿課)
②	健康の増進に向けた自主的な努力を促す「のおがた元気ポイント事業 ^(注) 」等の推進(健康長寿課、文化・スポーツ推進課)
③	高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進(健康長寿課)

(注) のおがた元気ポイント事業：高齢者の健康づくりや介護予防を推進するため、市や地域で行っている活動に参加したり、健診を受けたりすることでポイントを集める事業です。65歳以上の方が対象。

3. 気軽に参加できる多様な機会の充実

それぞれのライフスタイルやライフステージにおいて運動やスポーツを始めることができるよう、健康・運動に関する正しい知識や、気軽に参加が可能なプログラムの提供により、身近な場所での運動やスポーツへの参加を促す取り組みを推進します。

(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり

健康・運動に関心の低い人に向けて、運動やスポーツの有効性や楽しさに気づくような取り組みを行うことで、意識の啓発を図ります。

①	日常生活の中で意識して体を動かすことの啓発(健康長寿課、文化・スポーツ推進課)
②	生活習慣病予防のための情報の提供(健康長寿課)
③	地域活動などの社会参加の促進(健康長寿課、防災地域安全課)
④	年齢や健康状態に応じた相談体制の充実(健康長寿課)

(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供

身近で手軽に行うことができる歩くことのさまざまな取り組みを充実させ、歩くことによる健康づくりやまちづくりを推進します。

また、いつでも自由に始められるプログラムや高齢者や障がいを持つ人にも参加可能なプログラム、競技スポーツへの入門機会となる各競技種目の初心者教室などの拡充を図るほか、障がいのある人も、運動やスポーツの楽しさを体験できる取り組みを進めます。

①	歩くことによる健康づくりの推進(文化・スポーツ推進課)
②	ニュースポーツ体験機会の充実(再掲)(文化・スポーツ推進課)
③	スポーツツーリズムの推進(文化・スポーツ推進課、商工観光課)
④	気軽に参加できるプログラム等の充実(文化・スポーツ推進課)
⑤	初心者スポーツ教室などの充実(文化・スポーツ推進課)
⑥	高齢者や障がいを持つ人も参加しやすいプログラムの充実(子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課)

(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり

運動やスポーツをしたいと思っても機会がなかなか見つからないという子育て世代に、乳幼児と一緒にでも体を動かせるプログラムなどを開発し、参加者が地域で楽しむことができるような運動やスポーツの機会を提供します。

また、なかなか時間が取れずに運動やスポーツを定期的に行うことができない働き盛り世代に、わずかな時間でも参加可能なプログラムの提供を図ります。

①	子育て世代が参加しやすいプログラムの提供(子育て・障がい支援課)
②	親子でできる運動や遊びプログラムの提供(子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課)
③	働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供(子育て・障がい支援課)

(4) 多様な運動やスポーツの支援

技術レベルに応じた指導を受けることや、日ごろの成果を活かす機会として大会などに参加することは、技術やモチベーションを高め、運動やスポーツの継続にも効果的です。このため、各種競技団体などに対し、教室や大会の開催を今後も奨励し、継続したスポーツ活動を支援します。

①	各種運動プログラムやスポーツ教室の充実(文化・スポーツ推進課)
②	各種スポーツ大会の開催(文化・スポーツ推進課)

(5) 自然環境を生かしたアウトドアスポーツの振興

直方市とその近郊などの豊かな自然環境を活かした、登山やハイキング、カヌーなども含めたアウトドアスポーツに親しむ機会向上を図ります。

①	アウトドアスポーツの普及推進(文化・スポーツ推進課)
---	----------------------------

Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

市民の運動やスポーツを推進するためには、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、気軽に、さらには継続して運動やスポーツに取り組むことのできるよう、支援して行く環境づくりが大切です。

本市には、各種競技団体や各種スポーツ少年団、それらを統括する体育協会をはじめ、総合型地域スポーツクラブ^(注) わくわくクラブのおがた、スポーツ推進委員協議会などの各種団体が活動し、それぞれの立場で市民の運動やスポーツ活動の支えとなっていることから、市民のさらなる運動やスポーツ活動を推進するためにも、各種団体活動の充実を図ります。

また、運動やスポーツによる人との出会いや交流の機会は、日常的に人が地域でつながるきっかけとなります。こうしたつながりは、地域において災害の際にも役立つほか、運動やスポーツをしていない人に興味や関心を持ってもらう機会となることから、運動やスポーツに関わる人を増やし、仲間を広げることによるコミュニティづくりを目指します。

また、子どもたちがスポーツに触れ合う機会の提供という面で、これまで大きな役割を果たしてきた中学校での運動部活動において、国は地域への移行を推進しています。国や県の部活動の地域移行の動向を鑑み、本市の実態を踏まえた地域移行に向けた環境づくりを進めます。

(注) 総合型地域スポーツクラブ：文部科学省や日本体育協会などが推奨している事業で、地域住民が運営主体となり、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブのこと。

1. 地域の運動やスポーツ活動の充実

(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化

競技スポーツの振興と市民の多様化した運動やスポーツへのニーズに対応するためにも、体育協会をはじめとした競技団体や、地域団体などの活動への支援や連携を推進します。

①	体育協会との連携(文化・スポーツ推進課)
②	スポーツ少年団活動への支援(文化・スポーツ推進課)
③	競技団体などとの連携、育成支援(文化・スポーツ推進課)
④	各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援(文化・スポーツ推進課)
⑤	地域団体などにおける運動やスポーツの推進(文化・スポーツ推進課)
⑥	総合型地域スポーツクラブとの連携(文化・スポーツ推進課)

(2) 活動を支える人材の養成・確保

市民のさまざまなレベルでの運動やスポーツ活動を支えるため、指導者を発掘・養成するとともに、指導者間の情報交換の場を設定するなど、資質の向上に努めます。

①	指導者の発掘と研修機会の拡充(文化・スポーツ推進課)
②	スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充(文化・スポーツ推進課)
③	運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化(文化・スポーツ推進課)
④	健康や運動・スポーツ情報の充実(再掲)(文化・スポーツ推進課)
⑤	中学校部活動の地域移行に向けた環境整備(文化・スポーツ推進課、学校教育課)

2. 競技力の向上

(1) ジュニア期からの競技力向上

体育協会、スポーツ少年団、各種競技団体、学校などと連携・協働のもとに、子どもたちが運動やスポーツに継続的に取り組むことができる環境を整備するとともに、運動能力に優れた子どもの発掘、各年代における競技者の強化体制の整備及び競技者へ適切な指導ができる人材の養成などにより、競技レベルの維持・向上に向けた環境を整備します。

①	地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充(文化・スポーツ推進課)
②	学校部活動などへの専門指導者派遣支援(学校教育課、文化・スポーツ推進課)
③	選手育成事業などへの支援(文化・スポーツ推進課)
④	競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保(文化・スポーツ推進課)
⑤	競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供(文化・スポーツ推進課)
⑥	高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供(文化・スポーツ推進課)

(2) 優秀競技者などへの支援

国際・全国大会などに出場する競技者を等しく支援するため、補助金の交付を行うとともに、大会などにおいて優秀な成績を収めた競技者、スポーツの振興に多大な功績のあった人を顕彰します。

①	国際・全国大会などの出場者への費用助成等の支援(秘書広報課)
②	優秀競技者などの顕彰(秘書広報課、文化・スポーツ推進課)

Ⅲ 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

子どもから高齢者までの市民誰もが、運動・スポーツに親しみ、継続して取り組んでもらうためには、さまざまな情報を市民がいつでも目にすることができるようにするとともに、運動やスポーツに興味・関心を持ってもらう機会に触れることも必要です。

また、運動やスポーツに取り組むうえで、身近で安全に運動やスポーツを楽しむことのできる各種施設が望まれます。

そのため、運動やスポーツに関する情報の発信、社会体育施設の有効活用、学校施設や社会体育施設以外の活動場所の利用促進などといった、環境づくりの充実を図ります。

さらには、スポーツ推進審議会の意見に基づき、市外関連施設の利用の可能性について協議・検討を行うとともに、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

1. 運動やスポーツに関する情報提供の充実

多くの市民に運動やスポーツに親しんでもらうためには、市民のニーズに対応した健康や運動・スポーツに関するさまざまな情報を提供することが必要です。

体育協会、各種競技団体及び関係機関などと連携を図り情報を共有することで、市民にとって分かりやすい情報の発信に努めます。

(1) 情報の収集・発信

健康や運動・スポーツに関するさまざまな情報について、市民のニーズに対応し、これまでの広報紙やPRパンフレット、地域コミュニティ紙などの紙媒体情報のほか、SNSやインターネットなどを活用することで効果的な情報の発信を行うとともに、情報の収集にも取り組みます。

①	各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築継続（文化・スポーツ推進課）
②	多様な媒体を活用した情報の発信（文化・スポーツ推進課、健康長寿課）
③	健康や運動・スポーツ情報の充実（文化・スポーツ推進課、健康長寿課）

(2) スポーツ観戦の機会づくり

トップアスリートなどのプレーを間近に観ることで、感動や選手への憧れなどを抱いたり、応援を通してその場にいる知らない者同士に一体感や充実感などが生まれるなど、スポーツを観ることの楽しさを味わうことができます。こうしたことからスポーツへの興味や関心が高まることにつながるよう、スポーツ観戦機会の提供を図ります。

また、トップアスリートから、指導や助言を直接受けることのできる機会の促進を図ります。

①	スポーツ観戦の推進(文化・スポーツ推進課)
②	プロスポーツチームや関連企業との連携の推進(文化・スポーツ推進課)
③	トップアスリートとの交流の機会づくり(文化・スポーツ推進課)
④	市民と一体となって行う応援活動の推進(文化・スポーツ推進課)

2. スポーツ施設及び関連施設の充実

アンケート調査などにより市民のさまざまなニーズを把握し、市内にある屋内・外のスポーツ施設や関連施設の充実を検討するとともに、市外関連施設の利用の可能性についても協議・検討しながら、市民の健康で豊かな暮らしの拠点となり、楽しく安全に運動やスポーツを始めたり続けることができるよう、利用しやすい環境機能の充実を目指します。

また、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

さらには、歩くことによる市民の健康づくりを進めるため、歩くことに興味・関心などを持つことができるよう、歩道の改善や体育施設での周遊路の整備などを含めた環境づくりを推進します。

(1) 施設の有効活用

市民の運動やスポーツに関するニーズを把握し、施設の充実に努めるほか、市民の継続的活動の拡大を図るため、既存施設の有効活用を工夫するとともに、学校施設や関連施設、さらには市外周辺施設との有効な利用勧奨の可能性についても協議・検討し利用できるよう調整を図ります。

また、既存の大型公共施設等において、より安全に歩くことができる遊歩道の設置等を検討し、より多様なニーズに応じることができる環境の充実に努めます。

①	歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進(文化・スポーツ推進課、都市計画課、土木課)
②	学校スポーツ施設の活用(教育総務課、文化・スポーツ推進課)
③	各公共施設の有効活用の促進(文化・スポーツ推進課)
④	周辺近隣施設との連携検討(文化・スポーツ推進課)

(2) 計画的な施設管理及び更新の推進

年間を通じて練習環境が確保できる施設の整備を進めるとともに、老朽化が進む既存の各種社会体育施設について、市民の運動やスポーツに関するニーズを把握し、計画的で適切な維持管理及び更新に努めます。

特に、昭和 48 年に供用した直方市体育館については、鉄筋コンクリート建築物の耐用年数に迫りつつあり、駐車場の慢性的な不足や災害時の避難所としての運用にも不安があります。関係団体等の意見等も踏まえ、類似する施設の集約化や様々な官民連携手法の活用を考慮の上、整備に向けた検討を行います。また、現在市内に 2 施設があり、ニーズの変化等により利用が低迷している市民球場についても、集約化に向けた検討を行います。

これらの施設については、個別施設計画を策定するとともに、体育施設基金の積み立てによる財源の確保にも努めることとし、今後の計画的な更新に向けた取り組みを推進します。

また、体育施設の利用にあたっては、年齢や性別、能力等に関係なく施設を利用しやすいことが重要です。今後の施設の更新や修繕においては、ユニバーサルデザイン化を推進し、スポーツ庁が示す『スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック』を踏まえた施設とすることを原則とします。

また、施設使用料や時間区分については、利用しやすい制度や料金体系への変更を検討するとともに、受益者負担の適切化を基盤としつつ、高齢者の健康の維持増進に寄与しうる料金体系についても検討します。

さらには、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

①	ニーズに合わせた既存社会体育施設の更新・改修、集約化の推進(文化・スポーツ推進課)
②	利用しやすく、適切な受益者負担を考慮した施設使用料などの検討(文化・スポーツ推進課)
③	利用促進に向けた、感染症防止対策への取組み(文化・スポーツ推進課)
④	施設更新に向けた体育施設基金の積み立て(文化・スポーツ推進課、財政課)
⑤	高齢者や障がいを持つ人の運動やスポーツ環境の充実(文化・スポーツ推進課)

【施策一覧】

Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進	1.子どもの運動やスポーツ活動の推進	(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり	①	親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供
			②	幼児期の身体活動の促進
			③	幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立
			⑤	子育て支援センターなどの活用
		(2)子どもの体力向上	①	外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成
			②	多種多様な運動やスポーツ体験機会の充実
			③	学童クラブ等でのニュースポーツの普及
			④	トップアスリートなどとの交流
			⑤	スポーツ少年団への加入促進支援
			⑥	保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実
			⑦	相撲などの伝統的なスポーツの継承
			⑧	丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進
	2.高齢者の健康づくりの推進	(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	①	ニュースポーツ体験機会の充実
			②	フットパスなど新たな視点での歩く運動習慣につながる機会づくり
			③	栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み
		(2)高齢者の健康づくり	①	地域における健康教室等自立支援に資する取り組みの推進
			②	健康の増進に向けた自主的な努力を促す「のがた元気ポイント事業」等の推進
			③	高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進
	3.気軽に参加できる多様な機会の充実	(1)活動的な生活習慣へのきっかけづくり	①	日常生活の中で意識して体を動かすことの啓発
			②	生活習慣病予防のための情報の提供
			③	地域活動などの社会参加の促進
			④	年齢や健康状態に応じた相談体制の充実
			①	歩くことによる健康づくりの推進

		(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	②	ニュースポーツ体験機会の充実
			③	スポーツツーリズムの推進
			④	気軽に参加できるプログラム等の充実
			⑤	初心者スポーツ教室などの充実
			⑥	高齢者も参加しやすいプログラムの充実
		(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	①	子育て世代が参加しやすいプログラムの提供
			②	親子でできる運動や遊びプログラムの提供
			③	働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供
		(4) 多様な運動やスポーツの支援	①	各種運動プログラムやスポーツ教室の充実
			②	各種スポーツ大会の開催
		(5) 自然環境を生かせるアウトドアスポーツの振興	①	アウトドアスポーツの普及推進
Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり	1. 地域の運動やスポーツ活動の充実	(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	①	体育協会との連携
			②	スポーツ少年団活動への支援
			③	競技団体などとの連携、育成支援
			④	各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援
			⑤	地域団体などにおける運動やスポーツの推進
			⑥	総合型地域スポーツクラブとの連携
		(2) 活動を支える人材の養成・確保	①	指導者の発掘と研修機会の拡充
			②	スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充
			③	運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化
			④	健康や運動・スポーツ情報の充実
			⑤	中学校部活動の地域移行に向けた環境整備
	2. 競技力の向上	(1) ジュニア期からの競技力向上	①	地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充

Ⅲ運動やスポーツを楽しむ環境づくり			②	学校部活動などへの専門指導者派遣支援
			③	選手育成事業などへの支援
			④	競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保
			⑤	競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供
			⑥	高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供
		(2) 優秀競技者などへの支援	①	国際・全国大会などの出場者への費用助成等の支援
			②	優秀競技者などの顕彰
	1.運動やスポーツに関する情報提供の充実	(1) 情報の収集・発信	①	各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築継続
			②	多様な媒体を活用した情報の発信
			③	健康や運動・スポーツ情報の充実
		(2) スポーツ観戦の機会づくり	①	スポーツ観戦の推進
			②	プロスポーツチームや関連企業との連携の推進
			③	トップアスリートとの交流の機会づくり
			④	市民と一体となっていく応援活動の推進
	2. スポーツ施設及び関連施設の充実	(1) 施設の有効活用	①	歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進
			②	学校スポーツ施設の活用
			③	各公共施設の有効活用の促進
			④	周辺近隣施設との連携検討
		(2) 計画的な施設管理の推進	①	ニーズに合わせた既存社会体育施設の更新・改修、集約化の推進
			②	利用しやすく、適切な受益者負担を考慮した施設使用料などの検討
			③	利用促進に向けた、感染症防止対策への取り組み
			④	施設更新に向けた体育施設基金の積み立て
			⑤	障がいを持つ人の運動やスポーツ環境の充実

第4章 計画の推進と進捗管理

I 推進体制

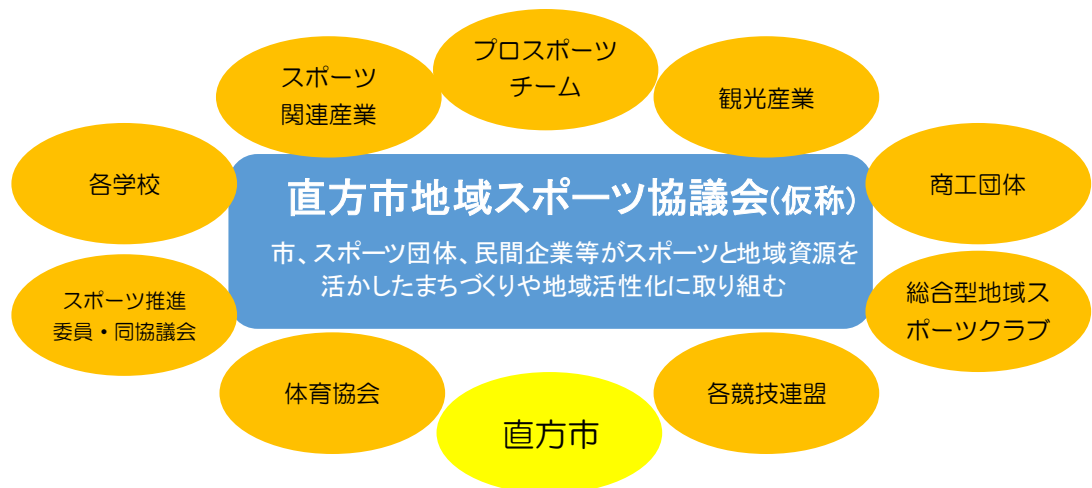
計画の推進にあたっては、市民・地域・スポーツ関係団体・学校・行政など、それぞれがスポーツ推進の担い手として協働し、一体となって取り組むことが重要になります。

市やスポーツ関係団体、民間企業（スポーツ産業等）等を構成員とした協議会を立ち上げ、今後のスポーツ環境の充実を図り、スポーツによる効果的な地域活性化を推進します。

計画策定を機に、市全体で市民一人一人が幼少期から高齢期にいたるまで、年齢・体力に応じ、身近な場所・地域で生涯をととして気軽にスポーツを楽しむことができる環境の構築を目指し、各組織・各団体が相互に連絡連携をとる体制づくりを推進していくものです。

《想定する団体等》

- ・直方市体育協会
- ・直方市スポーツ推進委員協議会
- ・各競技団体連盟
- ・各総合型地域スポーツクラブ
- ・周辺地域も含めたプロスポーツ団体



Ⅱ 計画の進捗管理と想定する成果指標(KPI)

市は、運動・スポーツの施策に関する検証及び評価を行うため、「直方市スポーツ推進審議会」（以下「審議会」という。）を年1回以上定期的に設置し、スポーツ関係団体などからの意見も聴取して計画の達成状況・実施効果などの検証・評価を行い、これを公表していきます。評価に関しては評価指標（KPI）を設け、達成度の進捗管理に努めています。

Ⅲ 計画の継続的な改善と更新

市民の健康や運動・スポーツを取り巻く情勢並びにニーズの変化に柔軟に対応するため、計画改定から2年おきの令和7年度、令和9年度及び最終年度の令和10年度にアンケート調査を実施し、実態把握に努め、施策や事業、計画の進捗状況などについて総合的に評価を検証し、計画の推進と次期計画の改定に資するよう努めます。

成果指標(KPI)	数値目標	
	中間見直し年度 (令和5年度)	最終年度 (令和10年度)
何らかのスポーツや運動を実施している割合	76.2%	80%
スポーツや運動を週1日以上している人の割合	46.0%	50%
ウォーキングや軽運動をしている人の割合	50.4%	55%
市民の健康寿命 ^(注1) の延伸	男性:79.4歳 女性:84.1歳 (令和4年度実績値)	男性:80.1歳 女性:84.9歳
子どもの体力の向上 (Tスコア ^(注2))	50.6 ※小中男女平均。 (令和4年度)	51.0
トレーニング室の利用者数	約8,000人 (令和4年度)	20,000人

(注1) 健康寿命：「ある健康状態で生活することが期待される平均期間」を表す指標。「健康」とは非常に幅広い概念であり、健康寿命には複数の種類があるが、補完的指標として、介護保険データを活用した「日常生活動作が自立している期間の平均」が最も妥当と考えられている。具体的には、要介護認定において「要介護1以下」を「健康」とし、「要介護2以上」を「不健康」と定義するものがあり、本計画ではこの指標を用いることとする。

(注2) Tスコア：偏差値のことで、集団の平均からどの程度ずれているかを示す数値であり、全国平均値を50、標準偏差が10になるよう修正した値。Tスコアが50以上は、市の平均値が全国平均値と同じか上回っていることを示す。

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている直方市内の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）に対して、光熱費及び送迎バスの燃料費等の上昇分相当額を支援することにより、保育サービスの質を確保するため、光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分の一部について、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱の定めるところによるものとし、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補助の対象）

第2条 この補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等が物価高騰対策として、光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分について、必要な経費を業者に支払う事業とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者区分に応じ、当該各号に定める1人あたりの補助単価の合計額に令和5年12月1日時点の利用定員数を乗じた基準額と、令和5年10月から令和6年4月までの保育所等の光熱費及び送迎バスの燃料費上昇分の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額とする。

- (1) 高圧受電施設 1,800円
- (2) 都市ガス使用施設 100円
- (3) バス送迎実施施設 800円

（交付申請）

第4条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その

決定について、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保育所等に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保育所等は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により保育所等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 保育所等は、補助事業が完了したときは速やかに、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保育所等に通知する。

（精算請求）

第10条 保育所等は、補助金の額が確定したのちに、直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

- 1 この要綱は、交付の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 予算書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

交 付 決 定 額	円
今回変更申請額	円（総額）
変 更 理 由	

※変更理由が確認できる書類（変更事業計画書・変更予算書）を添付

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告します。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策事業費補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 確定補助金額

円
2. 精算請求額

円

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会（第3回）会議次第

日時：令和6年2月26日（月）14時00分～

場所：直方市役所8階 810会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 答申について
- (2) 「直方市の目指す学校教育」について
- (3) 「直方市における学校規模の分類」について
- (4) 学校規模ごとの課題に対する方策について

3. 児童生徒数の予測について

4. 保護者（児童生徒）アンケートについて

5. その他（第4回目の日程調整）

6. 閉会

【配布資料】

- ③-1 答申書（案）
- ③-2 報告書（案）
- ③-3 児童生徒数予測について
- ③-4 保護者（児童生徒）アンケートについて

(公印省略)

令和 6 年 2 月 15 日

教育委員 各位

直方市教育委員会
教育総務課長

植木小学校での給食提供に関する報告について

標記の件につきまして、下記の状況把握と対応を行いましたことをご報告いたします。

記

2 月 13 日（火）午後	植木小学校の給食配膳室及び給食室内でねずみを複数匹確認
2 月 14 日（水）朝一	市職員が植木小学校に出向き、現場調理員に状況確認
午前	対応を教育委員会内で協議
	保健所及び教育事務所への連絡
	害虫駆除・清掃業者への依頼
昼前	14 日の植木小学校での調理物を提供しないことを決定 （別施設で調理されたおにぎりと牛乳の提供に変更）
	15 日と 16 日についてもパンと牛乳での対応を決定
午後	植木小学校及び調理員・調理受託業者との情報共有
	保護者に文書とメールで状況を周知
2 月 15 日（木）午前	害虫駆除・清掃業者と現地での打合せ

【以下は対応予定】

2 月 16 日（金）～18 日（日）	害虫駆除・清掃実施
2 月 19 日（月）	通常の給食再開

【お問い合わせ】

直方市教育委員会教育総務課
0949-25-2321